

事務連絡
平成25年6月17日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市財政担当課

御中

総務省自治財政局公営企業課

地方公営企業法の適用範囲に関する意見調査等について（照会）

総務省では、これまで地方公営企業会計基準の見直しを行うなど、地方公営企業の財務状況の開示の拡大や経営の自由度の向上に向けた取組みを進めてきたところですが、今年度においては、地方公営企業法第2条に規定する同法の適用範囲について検討を行うこととしております。

今般、今後の事務の参考にするため、財務規定等の適用範囲をはじめとする地方公営企業法の適用範囲に関する意見等を調査させていただきたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。

つきましては、ご多忙のところお手数をお掛けしますが、次により回答を作成し、下記担当まで電子メールで提出いただくようお願いいたします。

なお、本調査等は地方公営企業法に関するものではありませんが、各団体におかれては、公営企業部局と一般会計における財政担当部局との間で十分連携の上、御回答いただくよう、よろしく申し上げます。

記

1. 提出先・調査内容問い合わせ先等

（調査票1）地方公営企業法の適用範囲に関する意見調査

○ 公営企業課

- ・ 中川 Tel : 03-5253-5635 Mail : h2.nakagawa@soumu.go.jp
- ・ 安藤 Tel : 同上 Mail : k7.andou@soumu.go.jp

（調査票2）一般会計において実施している浄化槽整備事業に関する調べ

○ 準公営企業室

- ・ 加治 Tel : 03-5253-5643 Mail : h.kaji@soumu.go.jp

（参考資料）①「地方公営企業会計制度等の見直しの全体像」

②「地方公営企業法の適用範囲（現行）」

③「地方公営企業法の財務規定等の適用範囲拡大について」

④「地方公営企業法の適用に関する調査研究会 報告書のポイント」

2. 取りまとめ方法

都道府県が加入する一部事務組合等については都道府県財政担当課において、指定都市が加入する一部事務組合等（都道府県が加入するものを除く。）については指定都市財政担当課において、都道府県内の市区町村及び一部事務組合等（都道府県及び指定都市が加入するものを除く。）については都道府県市区町村担当課においてとりまとめのうえ、提出してください。

3. 提出期限

7月8日（月）… 両調査共通

以上

※ 回答は別紙回答用紙へ

地方公営企業法の適用範囲に関する意見調査

以下の質問について、回答を回答用紙に記入してください。
なお、回答に当たっては、各設問の括弧書きに従い、貴団体の各事業（会計）ごとに該当する設問に回答されるよう、お願いいたします。

【財務規定等の適用について】

（回答を要する事業：法非適用事業）

問 1 法非適用の事業に財務規定等を適用することに関しては、会計の移行に伴う体制構築をはじめ、以下のような課題が想定されると思いますが、これらのうち、貴事業において重要な課題と考えるものから順に三つの選択肢を回答してください。

<移行時>

- ① （移行のための体制構築）地方公営企業会計に精通した職員の不足
- ② （移行のための体制構築）資産評価作業の事務負担
- ③ （移行のための体制構築）人事・財政担当部局等庁内横断的な組織体制の構築
- ④ （移行のための財源確保）システム改修費等の準備経費
- ⑤ （移行の際の制度的課題）法適、非適企業における資本費平準化債の取扱いの違い
- ⑥ （移行の際の制度的課題）出納取扱機関等の担保提供義務

<移行後>

- ⑦ 業務量の増加
- ⑧ 会計処理体制等の確保
- ⑨ 財務諸表を活用できる人材の不足
- ⑩ 適切なコスト計算

<移行時・移行後共通>

- ⑪ 法適化に対する担当者の心理的負担
- ⑫ 財務状況を明確化することへの抵抗感

※上記の課題は、「地方公営企業法の適用に関する調査研究会報告書」（財団法人自治総合センター H25.3月）において整理されているものです。

<http://www.jichi-sogo.jp/wp/wp-content/uploads/2013/04/24-07houkokusho.pdf>

(回答を要する事業：法非適用事業)

問2 法非適用の事業に財務規定等を適用することに関し、問1の選択肢に掲げられた事項のほか、課題として考えられるものがある場合は、具体的に記述してください。

(回答を要する事業：法非適用事業)

問3 法非適用の事業に財務規定等を適用することに関し、その移行準備等に必要と考えられる期間について、以下の選択肢から年数を回答するとともに、その理由を記述してください。特に、「3年超」を選択する場合、具体的にどのような事項(資産調査、システム整備等)に期間を要するか記述してください。

- ① 1年以内
- ② 1年超～3年以内
- ③ 3年超

(回答を要する事業：任意全適事業・任意財適事業)

問4 任意に全部適用又は財務規定等の適用を行っている事業に関し、法適化を行った時期、法適化への移行作業に要した期間(○年○か月)及び委託を行った場合はその金額について、次の区分に応じてそれぞれ記述してください(期間、金額の内訳が不明な場合、①に全体分を記述してください。)。また、委託した場合は、委託先の名称(複数可)を記述してください。

- ① 全体期間 ～並行作業の期間を除いた②～⑤の通算期間
- ② 基礎調査 ～準備体制やスケジュールの検討等
- ③ 資産調査 ～基本方針策定、資料等調査、開始時の資産原価の算定等
- ④ 移行事務 ～職員研修、条例等の改正、予算編成等
- ⑤ システム整備～導入の検討、システム構築、運用準備等

(回答を要する事業：任意全適事業・任意財適事業)

問5 任意に全部適用又は財務規定等の適用を行っている事業に関し、法適化への移行作業を担当した職員数について記述してください(年度により職員数が異なる場合は、最も多い時期の人数について記述してください。)

(回答を要する事業：法非適用事業)

問6 法非適用の事業に財務規定等を適用することに関し、移行作業に対する国への支援策として必要と考えられるものについて、貴事業において重要なものから順に、順位を付してください。

- ① 移行準備に要する経費への支援
- ② 移行のためのマニュアルの策定・改訂
- ③ 簡便な手法による合理的な資産評価の検討
- ④ 人材育成に対する支援
- ⑤ その他（回答欄に具体的に記述してください。）

（回答を要する事業：当然・任意全適事業、当然・任意財適事業）

問7 全部適用又は財務規定等を当然若しくは任意適用している事業に関して、財務規定等適用によるメリットの活用方法について、貴事業において重要と考えるものから順に三つの選択肢を回答してください（特にない場合は、「特に活用していない。」を選択してください。）。

- ① 施設更新計画策定の基礎データとして情報を活用
- ② 料金算定の適正化を図る基礎データとして情報を活用
- ③ 住民・議会への財務状況説明の情報を充実
- ④ 企業会計方式を通じた職員の経営意識の向上
- ⑤ 効率的な手法活用、弾力的な資産運用等による経営の効率化・サービスの向上
- ⑥ その他（回答欄に具体的に記述してください。）
- ⑦ 特に活用していない。

（回答を要する事業：法非適用事業）

問8 過去（昭和41年法改正以降）、任意に全部適用又は財務規定等の適用を行っていたが、その適用を廃止している場合、適用廃止年度及びその理由について記述してください。

なお、当該事業自体が廃止されている場合は、記述を要しません。

（回答を要する事業：当然全適事業（軌道・自動車運送・鉄道・水道）・法非適用事業）

問9 現在、2以上の事業を通じて1の特別会計を設けている場合、その具体的な事業の組合せ、1の特別会計としている理由及び2以上の特別会計に区分することとした場合の問題点について記述してください。

<問9・問10 参考>

（地方公営企業法）

第十七条 地方公営企業の経理は、第二条第一項に掲げる事業ごとに特別会計を設けて行なうものとする。但し、同条同項に掲げる事業を二以上経営する地方公共団体においては、政令で定めるところにより条例で二以上の事業を通じて一の特別会計を設けることができる。

（地方公営企業法施行令）

第八条の四 地方公共団体は、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて経営する場合又は

水道事業及び法の規定の全部を適用する簡易水道事業を併せて経営する場合には、それぞれ当該併せて経営する事業を通じて一の特別会計を設けることができる。

(回答を要する事業：全事業)

問 10 2以上の事業を通じて1の特別会計を設けることに関して、現在、法非適用の事業に財務規定等が適用されるとした場合に、地方公営企業法における特例の拡大が必要と考えられるときは、その具体的な事業の組合せ及び理由について記述してください。

【全部適用について】

(回答を要する事業：当然・任意全適事業)

問 11 全部適用事業に関して、財務規定等以外の規定（組織、職員の身分取扱等）が適用されることの効果及び課題について記述してください。

(回答を要する事業：当然・任意財適事業)

問 12 病院事業及び財務規定等の任意適用事業に関して、全部適用を行っていない場合は、その理由について記述してください。

(回答を要する事業：当然・任意財適事業)

問 13 病院事業及び財務規定等の任意適用事業に関して、過去（昭和41年法改正以降）、全部適用を行っていたが、現在は全部適用を行っていない場合、全部適用の廃止年度及びその理由について記述してください。

なお、当該事業自体が廃止されている場合は、記述を要しません。

「地方公営企業法の適用範囲に関する意見調査」記載要領について

1 調査対象

- 本調査は、原則として、平成23年度公営企業決算状況調査の調査対象となっている事業ごとに回答を作成いただくこととしています。

なお、上記調査後に、新たに事業を開始したものは調査対象とし、事業廃止したものは調査対象外（記載不要）としますので、留意してください。

2 調査基準日

- 平成25年4月1日

※地方公営企業法（以下、「法」という。）の適用関係は、上記を基準として回答してください。

3 回答に際しての留意事項

- 各設問ごとに、回答を要する事業が異なります（回答様式では、法の適用関係に応じて、回答不要の欄は自動的に色塗りとなります。）。回答不要の設問は、記述を要しないので留意してください。

- 調査票・回答様式における法適用区分は、以下のとおりです。

| 地方公営企業法の適用関係 | 本調査での法適用区分 | 内 容 |
|--------------|------------|-------------------------------|
| 全部適用 | 当然全適 | 法第2条各号に規定するもの |
| | 任意全適 | 法第2条第3項の規定により法の規定の全部を適用するもの |
| 財務規定等適用 | 当然財適 | 法第2条第2項の規定により財務規定等を適用している病院事業 |
| | 任意財適 | 法第2条第3項の規定により法の財務規定等を適用するもの |
| 法非適用 | 法非適 | 法を適用していない事業 |

- 回答に当たっては、記載例を参考としてください。

4 取りまとめ方法

- 提出に当たっては、都道府県・市区町村にあつては財政担当課において、各事業の回答を回答様式に取りまとめをお願いいたします。

※回答様式（エクセル）の1行＝1事業となるよう、とりまとめをお願いします。

地方公営企業会計制度等の見直しの全体像

I 資本制度の見直し

改正済(※1)
(H24.4.1から適用)

※1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第1次一括法)
(平成23年法律第37号)により地方公営企業法を改正

II 地方公営企業会計基準の見直し

改正済(※2)
(H26予決算から適用)

※2 地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令(平成24年政令第20号)により地方公営企業法施行令等を改正

○ 会計基準の見直し

- 1 借入資本金
- 2 補助金等により取得した固定資産の償却制度等
- 3 引当金
- 4 繰延資産
- 5 たな卸資産の価額
- 6 減損会計
- 7 リース取引に係る会計基準
- 8 セグメント情報の開示
- 9 キャッシュ・フロー計算書
- 10 勘定科目等の見直し
- 11 組入資本金制度の廃止(資本制度の見直しの積み残し)

○ 会計変更に伴う経過措置等

III 地方公営企業法の財務規定等の適用範囲の拡大

総務省で検討中

- 水道・交通等法定7事業及び病院事業以外の事業への財務規定等の適用拡大

地方公営企業法の適用範囲(現行)

地方財政法第5条第1号に規定する公営企業

<法適用事業>

(地公企法の規定を適用する事業)

<当然適用事業>

(地公企法2①②)

【全部適用事業】

- 水道
- 工業用水道
- 交通(軌道)
- // (自動車)
- // (鉄道)
- 電気
- ガス

【財務規定等適用事業】

- 病院

<任意適用事業>

(地公企法2③)

自主的適用

<法非適事業>

(地公企法の規定を適用しない事業)

- 交通(船舶)
- 簡易水道
- 港湾整備
- 市場
- と畜場
- 観光施設
- 宅地造成
- 公共下水道
- その他下水道
- 介護サービス
- 駐車場整備
- 有料道路
- その他
(有線放送等)

※ ●のついたものは、地財法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業

※ 地方団体では、法非適事業に地方公営企業会計を自主的に任意適用することが望まれる。
(簡易水道、下水道の任意適用には特別交付税措置)

地方公営企業法の財務規定等の適用範囲拡大について

I 見直しの必要性

① 経営の時代の到来～サービスの持続可能性と負担の適正化～

- ・高度成長期以降に急速に整備された施設の大量更新期を迎え、適切な維持管理や更新をどのように行っていくか。
- ・長期的な経営方針の策定が必要であり、単年度収支だけでは全体像が分からず、将来の収支予測も困難。
- ・経営判断の基礎となる会計のあり方も時代に見合ったものに変えていくべき。

② 地方分権を踏まえた情報開示拡大の要請

- ・地方分権の流れの中で、一層、経営成績や財政状態の開示を充実する必要。

③ 法適用企業や一般会計、他の公的セクター等の会計基準との乖離

- ・地方公共団体の普通会計においても、発生主義の活用等による財務情報の充実が進められている。
- ・地方独立行政法人、公益法人、第三セクター等においても、企業会計に整合性が高い会計基準の適用が義務付けられている。

II 財務規定等の主な内容

① 経営成績、財政状態の把握

- 発生主義・複式簿記の採用
- 収益的なものと資本的なものの区分
など

② 企業経営の弾力化

- 予算の弾力条項
- 資産運営の特例

適用事業範囲
の拡大

III 期待される効果

① 適切な経営方針の策定とそれに基づく経営努力の促進

- ・適切な更新計画の策定
- ・料金算定の適正化
- ・経営の効率化とサービス向上 など

② 住民や議会によるガバナンスの向上

③ 財政規律の向上による地方公共団体の財政健全化

④ 地方公会計改革の取組の促進

地方公営企業法の適用に関する調査研究会 報告書のポイント

(H24 自治総合センター調査研究事業)

- 地方公営企業は、事業・施設の普及拡大の時代からインフラ更新需要を踏まえた維持管理という経営の時代への転換期
- 地方公営企業法の財務規定等の適用には、適切な更新計画の策定、料金算定の適正化、経営効率化とサービス向上等のメリットがあることから、今後、財務規定等の適用範囲の拡大について引き続き検討を進めることが必要

1 はじめに

- ・ 現行の公営企業法が概ね確立された昭和41年以降、閣議決定等において、地方公営企業法適用範囲の拡大の方向が示されてきた

2 地方公営企業会計を巡る環境の変化と財務規定等の適用範囲の拡大の必要性

- ・ 地方公営企業は、事業・施設の普及拡大の時代から、維持管理という経営の時代に入り、経営判断の基礎となる会計の見直しが必要

3 地方公営企業法の財務規定等の主要内容・期待される効果

<財務規定等の主要内容>

- ・ 発生主義・複式簿記の採用、損益取引と資本取引の区分、経営成績と財政状況の早期把握
- ・ 弾力的な予算管理、機動的な資産管理

<期待される効果>

- ・ スtock情報の的確な把握により、適切な更新計画の策定が可能に
- ・ 使用料対象原価と的確な減価償却費の明確化による料金の適正化
- ・ 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
- ・ 住民や議会によるガバナンスの向上

4 国等によるこれまでの取組状況

- ・ 国等は、地方公営企業法の適用を推進するため、これまで、マニュアル・事例集の作成、アドバイザー派遣、地方財政措置等により支援

5 法適化に当たっての課題と対応

- ・ 地方公営企業会計に通じた職員の育成・確保への支援が重要
- ・ 財務諸表を分析し経営方針の策定やマネジメントに活用できる人材の育成・確保が重要
- ・ 地方公営企業法適用に向けた移行のための財源確保が必要
- ・ 資産評価に一定の労力や時間を要することに留意が必要

6 法適用の対象範囲の拡大の検討

- ・ 昭和41年時点で財務規定等が当然適用されていない理由の整理が現在も妥当なものであるかどうか、検証が必要
- ・ 地方公営企業法の適用範囲の拡大を検討する際には、地方財政法による特別会計設置義務との関係、経費回収率との関係、各事業の特性との関係、団体の規模との関係について検討を深める必要

7 おわりに

- ・ 本研究会での整理を踏まえ、今後、財務規定等の適用範囲の拡大の議論がさらに深められることが強く望まれる